

第三十四回国会 衆議院 法務委員会 會議録 第七号

昭和三十三年三月四日(金曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 瀬戸山三男君

理事 磯谷 良作君 理事 小島 徹三君

理事 小林 錦君 理事 田中伊三次君

理事 福井 盛太郎君 理事 菊地義之輔君

理事 坂本 泰良君

世耕 弘一君 高橋 禎一君

竹山祐太郎君 阿部 五郎君

井伊 誠一君 三宅 正一君

志賀 義雄君

出席政府委員

警視 監 木村 行蔵君

(警察庁保安局長) 竹内 壽平君

検事 事 委員外の出席者

警視 局長 曾我 力三君

(警察庁警備局長) 倉井 潔君

警視 局長 小本 貞一君

(警察庁警備局長) 警備第三課長

警備第三課長

警備第三課長

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

法務行政及び檢察行政に関する件

○瀬戸山委員長 これより會議を開きます。

法務行政及び檢察行政に関する件について調査を進めます。

第一類第三号 法務委員会會議録第七号 昭和三十三年三月四日

質疑の通告がありますので、これを許します。坂本泰良君。

○坂本委員 三井三池の問題は、本年に入ってから最後の段階と申しますか、会社側がロックアウトをやります、組合側が全面ストをやります、すでに一月を経過してはいるわけであり、この問題については、今後非常な危険が予想されておるわけであり、なるべく労使双方の問題として解決しなければならぬ。会社側の不当なロックアウトを取り消して、指名解雇を撤回する。ことに活動家として生産阻害者というような関係で指名解雇をしており、企業整備の名のもとにこれを断行しておるのを、これは中労委からもありましたように、組合側では指名解雇を撤回して、希望退職には応じようというところに出ておったのであります。しかしながら三池炭鉱労働組合では秩序を守りまして、現在までトラブルが起きなかった。われわれも極力そういうことは避けて、労使双方で何とか解決しなければならぬ、こ

問題について懸案になっておるのがありますから、二、三だしておきたいと思ひます。

そこで、警察庁の方に先にお聞きしたいのでございますが、先般福岡県警察本部がビケ排除の実戦訓練として、仮想敵は〇〇鉱業所、三井三池である、こういうことで〇〇鉱業所正門の大きい標札を掲げて、その中で福岡県の警察官が多数ビケ排除の訓練をしておる。こういうことは断じてやめてはならない。これは昨年の九月の四、五日ころでございまして、本委員会でも質問をいたしまして、長官はまだ聞いていないがよく調査をする、そういうふうなことで委員会が終わつておるわけでありまして、そういうふうな訓練がされておることは事実ですが、警察庁としては昨年の九月五日当時、当委員会でも問題になりましたのを調査されて、そしてどういふような措置をされたか。その点をまずお伺いしたいと思ひます。

○警視説明員 お答えいたします。警察は、警備上の各般の問題に対処して、日ごろ訓練をいたしておるわけでありまして、その訓練にあたりました。特に従来の経験からいたしまして、いろいろな事象あるいはいろいろな不法事犯が各方面に起こつておりますので、それらの諸問題あるいは群衆的犯罪等の場合の経験に徴して、将来過誤のないような形態並びに方法を模つていたしておる次第であります。御指摘のありました昨年九月の訓練につきましては、確かに従来の月例訓練

の一端といたしまして、福岡県で実施されておるわけでありまして、これにつきましては、たまたまビケ排除等を含む一連の訓練をやつておることは事実であります。これはまだ一つの労働問題を特に選んでやつたというのではございませんで、先ほど申し上げましたように、一つの場合を想定いたしました。これは実施いたしましたのでございまして、しかしながら、これが実施につきましては、その報告をいろいろ検討します。その時期あるいはその内容等に当てて、必ずしもそれが非常に適当であるということじゃないと考へて、一応この点は将来の反省の材料にいたしておる次第でございまして。

○坂本委員 長官にわかり反省の御答弁があらうわけでありまして、明らかに〇〇鉱業所正門と書いて、朝日新聞その他各新聞が仮想敵は三井三池、というふうな大きく新聞に出しておる問題でありますから、われわれは非常に関心を持っております。その後どういふ訓練が同時に、その後どういふ訓練が仮想敵あるいは労働組合を対象として、これが全国的な問題として行なわれておるか、また今後どういふことは行なわれてはならないと考へますが、その点いかがでございませうか。

○警視説明員 その後どういふふうな訓練、特にかような方法を特定した訓練については承知いたしておる。また今後には承知いたしておる。訓練の方法等については特に慎重を期したい、かように考へております。

○坂本委員 それから次にこれも昨年のことではあります。三川坑があるいは港クラブかと思うのですが、そこで団体交渉をしておる、それを二百メートルばかり離れたところに会社のお客さんが来て泊まるりっぱな建物があります。大牟田では目抜きのところにあるりっぱな建物であります。そこへ大牟田の警察官が参りまして、盗聴機を備えて、団体交渉の状態を盗聴して、その事実があったわけでありまして、これも今資料があらうから詳しくいふとを申し上げられませんが、当委員会でも質問をいたしまして、長官としてもよくその事実を調査しておく、こういうふうなことで終わつておるわけでありまして、その点について調査をされましたか。またそこに立ち合つていた大牟田警察署の警官に対してはどういう処置をされたか、その点を承りたいと思ひます。

○警視説明員 昨年の六月並びに七月の当委員会でも警備局長並びに長官からこの問題につきまして御答弁申し上げておるわけでございますが、その内容につきましては、そのときに申し上げたことと相違はございません。このことにつきましては、結局今の警察官は、その争議に随伴する不法事犯があるいはあつてはならないということから出かけて参つたのであります。またまた会社の方でマイクを使用しておつたところに出つた。ここでお聞きしたところのことでございます。警察官としてこういう場合においては、決してそういうふうなこ

とにかくあつて合ふべきでない、かように考えるのでありますが、ただこのことにつきましても、こちら側で特にそういうことを目的として参つたのではございませんし、またこれにつきましても、はしかるべき理由があつて当所に参つておるのでございまして、本人に對しましては今後かかる場合における行動について、特に慎重を期するよう注意を現地においていたして参ります。

○坂本委員 この問題についてはわれわれも、大牟田の組合あるいは炭労の臨時大会がありまして、臨時大会の決定で長官にも抗議に行つたことがあるわけですが、盗聴器のある場所、先ほど申しましたように、会社のお客さんのつばな人だけしか行かないところなんです。普通の人が警官、労働者なんか行かないような場所にとまたま行つたといふことは、われわれも了解ができません。それから、警察庁長官も福岡の警察本部長も、またまた会社が使用してゐたから聞いたらすぎない、こういうことを申しておられますが、またまた通りがけで、床屋かその他のテレビを見るように行くような場所ではなくて、ちゃんと門があつて中に入つて、そしてその二階で、貴賓室みたようにつばなところでやつていたもので、これは会社と警察が一緒になって団体交渉の内容を盗聴器でキャッチしたんだ、こういうふうな現在まで誤解が解けていないわけでありまして、ですから、この点については、立ち会ひの警官に對しては今後ないように注意をされたといふことでありますが、これは非常な誤解を招くわけでありまして、勞使

の争議が熾烈化しますと、非常にこういうことで先鋭化するといふ問題がありますから、今後こういうことのないように警察庁としてはやつてもらいたいと思ひます。

それから次は、大牟田に製作所支部というのがあるわけですが、それが今度三銃器組から分離をしたわけでありまして、その際に、全部ではありませんが、大部分が分離をして、その三井の製作所に離脱した組合員諸君が長い間、籠城した。その際に会社の方から米約四百俵ぐらゐを持ち込んでたき出しをするし、援助したといふような状態があるわけですが、これは食管法違反じゃないかといふので、大牟田警察に告訴しては、捜査を要望したわけですが、大牟田あたりでは食糧がないから、米一斗か二斗のかつぎ屋に對してこれを摘発して、一万円とか二万円という罰金を課しておるわけですが、それを三井の会社が、長い間、トラックで米を持ち込んで、そしてそこでたき出しをしてやつた。これは米大体四百俵ぐらゐのものと思ひますが、明らかに食管法違反だ、こういうふうな考へるわけでありまして、この点について福岡の本部長、さらに大牟田の警察署長は、捜査はしたけれども、そのまゝにした、こういうふうなことを言つておられますが、われわれには捜査をした事実がない、こういうふうな考へられるわけでありまして、この点については何か報告を——われわれ調査団が参りましたときに、警察本部長並びに大牟田の署長にも嚴重に捜査を進めるように、一月月ばかり前になりましたが、言つておきました、本部の方では承知しておられるかどうか。またこういう

ようなことに対してどういふような処置をされるか、この点を承つておきたいと思ひます。

○曾我説明員 このケースにつきましては、承知いたしております。保安局の方でこの問題について報告を受けておりましたので、ただいま保安局長が参りましたので、そちらの方からお答えを願ふことにいたします。

○木村(行)政府委員 おくれて参りまして申しわけありません。ただいま御質問の最中に参りましたので、御質問の要旨を正確につかんでおられないかもしれません、お答え申し上げます。この問題は、第一線の福岡県警から報告がありまして、その事情を調査いたしておるわけでありまして、福岡県警といたしましては、法律違反の点があるかないか捜査をしておる最中でありまして、目下その点について捜査中である、こういうことの報告を受けております。

○坂本委員 この問題は、福岡の県警から特に今専らに派遣されて、二、三名おるわけですが、だから署長よりも福岡の県警から派遣されておる者の方が権力が強く、あとで質問しますが、面会なんか、署長は許していいと思つても、福岡からの出張してきておる者が拒否するからできないといふような非常な不合理な弾圧に似たようなことをやつておるわけですが、こういうことを言うのです。組合でも食管違反があるじゃないか。どういふことかといふと、組合でも米を寄附して持つてきているじゃないか、こういうことを言う。それは私熊本県ですが、熊本県の労働組合でも、米一握り運動といつて、正式に配給を受けた米の一握りず

つを集めた。一握りずつでも多数のこゝとだから十俵とか十五俵になるわけですが、ですから、これは正式に食管法に基づいた配給を受けたものを、ほんの一握りずつを多数の人から集めたから大量になるわけでありまして、だからこれは違反にならぬと思ふのです。ところが四百俵といふのは、明らかに会社がトラックで持ち込んで、そしてたき出しをしたのですから、これは明らかに正式のものじゃないわけなんです。すなわち正式のものであるかどうかといふことを捜査したかといふと、まだ捜査中だ、こういうわけなんです。食管法上正式のものであるならあるように、捜査をした結果を明確に言へばいいけれども、捜査中である、そしてその捜査は発表せずに、組合の方で違反しておるんじゃないかといふ。組合の方では今申しましたような関係なんです。やはりあとで質問しますように、わずか二日か三日のかすり傷で公務執行妨害、傷害、こういうふうにして起訴されておる。こういうのを考えますときに、米四百俵も食管違反したのを公認しておくことはいふと思ふのです。また大牟田では、御存じのように、かつぎ屋はさつき申しましたように、たつた一斗か二斗摘発されると、その米は没収されて、そして一万円とか二万円とかといふ罰金を食つておるのです。会社がやれば何百俵違反しても処罰をされない。非常な不合理な、社会問題的問題にもなるというやうなことで、これは至急に一つ調査をして明らかにすべきだと思ふのです。そう思ひますが、その点いかがですか。

○木村(行)政府委員 確かに最近のやみの取り締まりをいたしましては、特に營利目的をもつて大規模にやみの売買をする、こういう悪質事犯に重点を置いて、警察といたしましては取り締まりをいたしております。今のお尋ねの点につきましては、会社が従業員のために、その食料に供するために多量の米を買い入れて供給したといふことにつきましても、その配給のルートなり、それから目的なり、数量なりを明らかにしなければ、ほんとうの実体はわかりませんが、会社がただ組合員の自己消費のために提供しただけでは、その買入れ行為自体が必ずしも一律に違反になるとは限らないのでありまして、これについてはさらに事態を私たちができるだけ早く調べて、真相を明らかにしたいと思ひます。

○坂本委員 そういふようなことを言つて、もう三、四カ月の間放任しておくから疑問があるのです。会社はこれだけの米を買い入れるには、相当不正なルートをとつておると思ふ。これは話は別ですが、千葉の政府倉庫米が六千俵余りなくなつてゐるのです。その倉庫番が何か持ち出してやつておる。それじゃそれを買つたところはどこかといふと、川島幹事長なんか関係しておられるセンターがある。そこに行つておることは明らかであるが、そんな捜査をしていない。そういうふうで、これは決算委員会でもわれわれはもと追及することにしてありますが、組合のために供給するからといつても、各組合員はやはり家庭に配給を受けておるはずで、それ以外の供給を会社がやる。何も組合員のためにやるのじゃない、そういうことをやれば不当労働行

為になると思う。ですからこういう点は早くやってもらわなければならぬ。組合の方は十人も二十人もほとんど起訴して裁判にしながら、こういうような捜査をゆるやかにしておくことはないと思うのです。これは至急に一つこちらからも指示していただいて、その真相を当委員会近く明らかにしてもらいたいと思います。

次に、現在大牟田におきましては、熊本裁判所に三名、大牟田裁判所に三名か四名、それから久留米裁判所に四名、福岡裁判所に四名、こういうふうに起訴されておる。それはいづれもわずかに三日間くらいのかすり傷で公務執行妨害、傷害というふうな起訴になっておるわけですが、それで、それをやるのには、これは団体交渉であるは大牟田の繰り込み場で会社側が不当なことをやったから、その団体交渉の際にできた問題なんです、多数の参考人を争議中に調べた。これが労働者側にとっては非常に不当介入になり、弾圧になるわけなんです。こういうような場合に、よく調査しますと、警察は告発もないのに事件をどんどん取り上げて、争議中に取り調べを開始する。さらに容疑のある者は、何も抵抗もしないのに、三、四台のジープで乗りつけて、そして警察に連れてもらいたいと言つて、任意出頭を強要される。朝早いから朝食を食うからそれまで待つてもらいたいと言つと、なに警察でも飯はあると言つて、朝食もさせずに連れていく。さらに組合の事務所とか組合員の個人の家を家宅捜索する場合には、捜査令状も満足に見せずにほとんど朝も夜もやる。それから組合の捜査の際には、幹部がいなくても、幹部

に連絡するまで待つてもらいたいと言つても、もうそのときは会社側の立会人を連れてきて、そしてほとんど家宅捜索を執行する。こういうようなことが行なわれておるわけですが、今労使双方が対立してやっておる場合に、一方的に組合側をこういふことにされると、やはりこれは組合の分裂を策する会社側の協力行為になる。こういうような関係になるわけでありまして、こういうことが大牟田警察署で行なわれているわけですが、こういう点について、今申したような事実を調べたことがあつたかどうかが、これは荒尾の警察署も含むわけですが、こういう問題については、今後どういふふうに考えていかれるか。われわれは全く総資本と総労働の対決といわれておるこの三井の争議に対しては、こういうことは絶対に避けてもらわなければならぬと考えるわけですが、この点についてはいかがですか。

○警務説明員 御指摘の点につきまして、まず大前提として、今回の三井の長期の争議の問題のみならず、警察として、労働争議下においてこれに介入するということは絶対にあり得べからざることでございます。また現地ににおきましてはそういうことについて十分に戒心いたしますと同時に、反面におきまして、いかなる場合でも不法事犯の発生という点につきましては警察の中正な立場で対処する、こういう根本方針のもとに臨んでおる次第でございます。

ただいま三池の諸問題、現地のいろいろな点について御指摘がございまして、これらの点につきましては報告を受けております。外形的に申しまし

で、ただいま申されました第一点でございますが、非常に軽微な事実を警察がどしどし検査し、起訴するというようなことでございまして、これはこの争議に関連して特にそういうことをしたとか、あるいは労働争議についてそういう方針があるとかいうことは毛頭ございせん。事件の捜査にあたりましては、適法に行なうことはもちろんでございますが、常に受当性の面につきましても慎重に検討して処理いたしておるような次第でございます。ただいまお話がありましたのは、おそれと十月二十四日の三川坑での傷害事件、それと十月二十二日の四山坑での暴力行為事件等であらうかと存じますが、これらの事実を一応検討いたしました。が、外形的には軽微な事実と見られま

すけれども、その内容を検討いたしますと、必ずしもそうではない。総合的に検討しまして、現地でやはりこれは事件として措置する、こういう結論を出しているようなわけ合ひでございます。従いまして、現地の措置につきまして、これが不当であるということもなからうと私どもは判断いたしておるような次第でございます。

それから朝食を朝被疑者に与えなかつたという問題でございまして、これはどの件でございまして、私どもは聞いた範囲では、九月二十九日に三川支部の西川、峯両氏を逮捕した際のことと思ひますが、午前五時十五分に西川氏、午前六時に峯氏という方々が逮捕になったのであります。ちやうど食事の準備もできていない状態だったので、朝食は大牟田署でとるといふことで、そちらの方へ連行して食事を差上げた、こういう経緯になつ

ておりまして、決してその間にそこがなかつたように聞いております。

それから家宅の捜索にあたつて、組合の関係者の入室とかあるいは立ち会いをさせなかつたというお話のように聞き取りましたが、労働組合の事務所、直員に立ち会いを求めるわけでありまして、拒否されたところがございまして、そういうところでは、やむを得ず隣人に立ち会いをしていたということと措置をいたしておるわけでありまして、しかしながら捜索が適法な手続で行なわれております際には、そこへ法的に立ち入りを禁止することができるところでございますが、こういった場合に捜索に支障を来たさない限度で入室をいづれも認めておるというふうな状況でありまして、別にその間に私どもから見ても不当な措置はないのじやなからうか、かように考えております。それから組合幹部の方々の入室をことさらに禁止したというふうな事実もございません。

○坂本委員 今の問題は、あなた方として、これはある言えないうと、そういうふうなことは言えないでしようと思ふのですが、大いにあるわけですよ。それはもう現場におれば警官がいろいろやることは全く忍びないのがたくさんあるのです。しかし、きょうは時間がありますからその点はまた後日に譲りますけれども、今後一番大事なこと、双方とも法に基づき憲法上保障された経済的の闘争であるし、労働組合としては憲法二十七条、二十八条によつて保障された権利である。特に今度の指名解雇は不都合の点が多分あるわけでありまして、こういう際

に組合側を検挙する、あるいは参考人として調べるというふうなことは、これは調べることも自体については、ふだんならば何も影響はありませんが、こういう労使双方の対立しておる際には非常な打撃になるし、こういうことをやることも自体が会社側に協力をして、そして組合側を弾圧するという結果になるわけですから、天下の注目を浴びておるこの大きな闘争に対しては絶対行き過ぎがないように、またやることも、こういう三日か四日くらいで逃げも隠れもしない堂々たるものですか、何も争議が終了した後でそういう刑事事件があつたらこれを調べて、事実があればまた処置するのやむを得ないだらうと思ふのです。ただ、わずかなことでやられるということは、今対決しておる労使双方の戦いと申しますか争議における労働組合に対する非常な弾圧になるから、十分この点は慎重にやつていただきたいと思つておるわけ

あります。

そこでもう一点だけ警察の方にお聞きしたいのは、今度の争議が始まりましてから、いわゆる暴力団の方から幹部を消せとかいうふうな意味のものを、きょうはその資料は持つてきておりましたが、飛行機でばらまいてやつておる。時間がありませんから申し上げませんが、大牟田市は今組合側と会社側に商店も両方に分かれておるような状態なんです。そこに暴力団が来て、組合の行為は暴力だ、幹部を消せ、こういうふうなビラを飛行機からまいておる。こういうふうなことにについては警察としても十分関心を持って取り締まるべきは取り締まつてもらわなければならぬと思ふ。その点についてと、

それからもう一つは、これは流言かも知かりませんが、政府筋から三池問題は治安問題として取り扱うように通達

がきておる、こういうようなことが言われておるわけです。こういうことがはたしてあるかどうか。こういうことがあつては大へんだと思うのですが、盛んにそり言われておる。従つて、組合側でちよつとしたことをやればすぐ治安問題として引くくられて処罰されるぞ、こういうようなことが、デマとも思いますが、出ておるわけでございます。こういう三池問題を治安問題とするようなことがあるかどうか。ます、そういうようなことを福岡県警あるいは大牟田の警察、荒尾の警察に通達されたことがあるかどうか、この点を承つておきたい。

○曾我説明員 第一点の問題は「灯をともし会」という大日本生産党の宣伝活動であろうと存じますが、これは昨年九月ごろから盛んに行なわれておるようでございます。警察といたしましては、これが合法的に行なわれている限り、直接どうというわけには参りませんけれども、トラブるなり不法事犯を起こすようなことがないように、そのつど警告、注意等を与えておりまして、私どもの方へ参つておる報告を見ても、相当の回数にわたりました。現地の警察が警告等をいたしまして、未然にその間に、これらの労働問題にそういふ思わざるトラブルが起らないように防止の実をあげておるようでございます。今後ともかような線に沿つて、かような第三者の、特にそういった暴力的な、あるいは右翼等の介在については注意をいたして参りたい、かように考えております。

それから第二点につきましては、さ
ような通達なり指示なりをいたしまし
たことは絶対にございませぬ。

○坂本委員　まだいろいろあります。が、時間が参りましたから、また別な機会にあらためてやりたいと思います。が、再三私が口のすっぱくなるように申しましたように、非常に労使双方の対立した状態でありますから、ちよつとしたことでも非常な利益を会社にもたらし、組合側の弾圧になるというよゝうなことになるますから、そういうことにならぬように、幸いロック・アウト後一カ月になります。がトラブルは起きていないわけですから、われわれもそういうことのないようにやっておし、組合も一万数千名のあの組合員を統率して、トラブルが起きないようにやっておるわけでもあります。しかしながつてやるわけと、あるいは他の日経連その他の経済的な支援によつて不当なことが行なわれる際には、やはり組合としても全面ストで戦っており、その過程においてのトラブルが起きないという限らないわけがありますから、そういうような際はやはりいすれにも味方せずに、厳正中正な立場でやつても構わない。軽微なことは争議が終わつた後でも処分ができるわけですから、捜査もできるわけです。今の大半田の組合員なんかは、決して逃げも隠れもしない統制ある組合員ですから、その点を十分考えて、慎重にやつていただきました。というこゝを要望しておきます。

それから竹内刑事局長に一、二お聞きしたいのは、今申しましたような、告発もないのに警察が捜査を始める。

そうして多数の参考人を呼ぶ。検査庁に持ってくるのはもちろんずいぶんしわ寄せされておるわけですが、しかし

ながら検事がまだ事件も担当してないのに、いろいろ大会なんかやるときには出かけていつておる。聞くと、やはりそれは模様くらいは知っていなければならぬから、こういう工合なことを言われておりますが、行けばやはり警察官と一体になって警察官を指導する、こういうふうに誤解されやすいし、またそういうことになるかも知かりませんですが、そういうようなことがないようにすること、さらにしわ寄せしてきた場合に、この起訴の問題について先般われわれが参りましたときに、これは福岡の高検、地検から資料をもらったのですが、その十一、大體三日間の傷害、十日間の傷害、それからデモに巻き込み暴力を加えた者、それから経理部長外二名を体育館前までかつぎ上げて連行した者、連れ出した者、こういうようなことで起訴になっているわけですが、これがやはり暴力行為等処罰法違反あるいは監禁、暴力行為処罰並びに監禁、暴力行為、傷害こういうものにまことに輕微なことで三名なり四名なりが起訴されておるわけなんです、こういうようなことについて、起訴の問題についてもう少し檢察庁は考慮すべき点があるのじゃないか。この陰には、警察に引っぱられて面会もさせない、さつき言うたように食事も与えない、こういういろいろないろいろの問題がありますが、檢察庁でこの起訴の問題について考慮すべき点はないか、その点が一つ。

時間がありますから项目的に申し上げますが、もう一つは、このごろは

て、これと一緒に起訴せずに一人々々を起訴する。そうすると一人々々の事

件になりまして、裁判所も一人々々で裁判をする。それから大牟田の事件を久留米に持つていくとかあるいは福岡に持つていくとか、もう一つの四山の事件は、これは熊本県の地域でありますから、熊本の裁判所に持つていったわけですが、同じ福岡の事件を各所に分散する。そうしてさらに起訴においては個人に分散する。やつた行為は同じ行為であるから、一緒に共同被告として起訴すればいいのを別々にやる。やりますと、やはりわれわれは弁護の運用その他で、久留米の上部団体だから一つ福岡の方に併合してもらいたいというようなことをやりますが、なかなか法的手続その他で困難な点があるわけですから、それからさらに別々に起訴しますと、五、六名が別な判事の係になる。それを一緒に併合して、そうして合議体に移すというので、なかなかその点がうまくいかない。そうすることによって、これは検察官は国民の税金で月給をもらつてやつておるのでしようが、その被告はそこまで出かけていかなければならないのです。またた弁護をするについても、個々に分散してやらなければならぬ。事実上弁護なんかはできないというような結果になる。被告が起訴されて、せつかく憲法上与えられていた弁護人を選任して権利の擁護をすべきことが、事実上できないような状態になるわけです。ですからこういう点については、これは今後あつては困りますが、もしあつた際にもやはり起訴のときなんかは十分併合し合すべきは併合して、大牟田でやり福

岡でやればいいのをわざわざ久留米の裁判所に持っていく、こういうことがないようにすべきだと思います。

の二点について一つお伺いしたい。

○竹内政府委員 御質問の御趣旨は三
点あったように思います。

第一点は警察との協力の問題でござ
います。が、検察官といたしましては、
公訴官でありますとともに、御承知の
ように捜査官でもあるわけでありまし
て、警察と検察庁との関係におきまし
ては密接協力の関係を保たなければな
らぬということが建前でございます。

従って、刑事事件が将来検察庁の手元
に送られてくるということが予想され
ます場合はもちろんのこと、刑事事件
の発生があるかもしれないというよう
な状態のもとにおきましては、将来受
けるべき事件の適正な処理をしますた
めに、できるだけ諸般の事情を知って
おくという必要があるわけでございま
して、そういう関係において検事も、
また事件を受理しておらない段階にお
きまして、関心を持っておりますこと
は当然でございます。ことに警察が捜
査をしております場合にはもちろんの
ことでございまして、警察から法律上
の質問を受けるような場合には、親切
に意見を述べるというよりなことは私
ども検察庁に指示しておりますので、
ございまして、そういう関係は密接に連
絡し、警察の処置もまた不当にならな
いようにということは検事も考えてお
るところであります。そういう意味に
おいて警察と検事が密接に協力してお
る関係をさして、これはけしからぬと
いうふうには私どもは考えておらない
のでありまして、その点御了承願いた
いと思っております。

第二点の事件の処理、特に起訴の点でございますが、お話によりますと非常にはささいな事件をも起訴しておるのではないかと、これは警察からの圧力といえますか、警察に引きずられてやっておるのじゃないかという御意見もあつたように伺いましたが、申すまでもなく公訴権の行使ということは検察官に与えられました最も大切な権限でございますまして、何人にも影響されることなく、良心に従つて処置いたしておるつもりでございます。今後ともそういう考えでございます。ただ御指摘の中に三日くらいな傷でなお公判請求をしておるという点につきましては、御意見がございましたが、私どもが報告を受けておりますところによりまして、公判請求をした者の二名の中の一人は三日くらいな傷を負わした、もう一人は十日くらいというお話でございましたが、この二名につきましては検察官も、起訴はしなければならぬ、しかし罰金刑が相当であるという考えを持ちまして、相手方に対して略式手続に應じるかどうかという通知を出したのでございますが、被告側でこれに応じないということで、やむなく公判請求の手続をしたように聞いております。従いまして、公判の手続を経ましたも、検察官としては罰金刑を求刑する考えのようでございます。

なお事件全体を見ますと、昨年七月以降現在までに検察庁において受理いたしました争議に係る刑法犯は、全部で十三件、三十九名でございます。それから労働基準法違反が三件、四名、以上合計十六件、四十三名でございます。現在までに処理しております状況を見ますと、刑法犯の十三件三十九名のうちで、九件については起訴が十二名、不起訴が十七名、他の四件につきましては不起訴が一件、一名、残り三件、九名が現在検察庁で捜査中でございます。それから労働組合側から告発されました会社の労働組合法違反事件は三件、四名でございますが、これはたゞいま捜査中でございます。そういうふうな数字を見て参りますと、すでに処理をいたしました十件、四十名についても、起訴した者はその半数にも満たない十二名にとどまっております。全体的に警察になつておるといふふうには考えられないのでございます。特にその中の二人につきましては、先ほど申しましたように罰金刑を相当とする事実でございます。これらの事案は先ほどお説き上げになりましたように、多数人によるつるし上げ的な交渉要求をやりその際に行なわれた暴行傷害といったような刑法犯でございます。あるいはいわゆる洗たくデモによつて生じた傷害事犯の中で、主犯者と思われる者を公判請求したものでございまして、もとより不問に付すべき事案とは認められなないのでございます。さうに考えて参りますと、この事案の取り扱いとして、検察庁の持つておる態度が特にきびしいものだといふふうには考えられなものでございます。検察庁の方針は、もう毎回申し上げましたように、あくまで公正な立場を堅持したものでございまして、争議に伴つて発生する事件でございまして、暴力ということにはなりません。これは放任するわけにはいかないのでございまして、そ

れらの点を慎重に考慮いたしまして処理をいたしておるのが現状でございます。なお最後の第三点の管轄権の問題でございますが、これは土地管轄、事物管轄ともに法律で定められておるところでございますが、ただ一人々々起訴するか一括して起訴するかという問題があるわけでございます。これはその事案によつて、あるいは一括してグループごと不起訴するというところもありましようし、あるいは全体を起訴する場合もございまして、また個々の事案と見て個別に起訴することも便宜あり得るわけでございます。その個別に起訴したことをもつて直ちに不当だといふふうには申せないものでございまして、事は審理とも関係がございまして、もしそれらが併合審理されることとなれば、個別に起訴され得るものにつきましたも併合審理されることになると思ひます。それから起訴手続は、みんなが出そろふまで待つて、その上で起訴するといふことも事案によつてはあり得るものでございまして、身柄の拘束その他の関係がありまして、場合によつては個別的に起訴せざるを得ないこともあるのでございまして、これは一がいに不当を論ずるわけにはいかないと思ひます。その他事件はすみやかに処理し、すみやかに刑事責任を追及するというのが根本的な憲法の要請でもあるわけでございます。争議中であるから刑事手続の進め方をちゅうちょするといふようなことは、検察官としてはむしろ許されなないことなので、事情の許す限りすみやかに処理をしなければならぬといふふうに

考えているのでございます。従つて、証拠の収集上あるいは関係の方々に事情を話してもらふといふために呼び出しをするということも、これは真にやむを得ないことでございまして、この点は、関係の方々にはできるだけ捜査に御協力をいただきまして、すみやかに処理をするということが、お願いをしなければならぬ筋合いだと考えております。

○坂本委員 実は管轄の問題といつても、それなら大牟田か、その親の福岡の本庁にしなければならぬのを、わざわざ久留米にやる、そういうことをやつておるわけですか。それから各個にやるか、一緒にまとめてやるかというやうなことは検察官の掌中にあるわけだから、今乱用しているわけですか。これは私ここに資料を持っておりますから、時間があれば一々お聞きしたいところなんです。乱用しているおそれがある。そういうことのないように、一つぜひしてもらいたい。

それからなお、捜査を早くして協力してもらいたい、それはもちろんそのなのですが、一カ月か二カ月で終わるやうなのを、特に捜査を迅速にしなければならぬといふので、労使対立して大きな問題に達着しておるときに、どんな問題をやられると、組合の士気が沮喪する、またハンディキャップがそこに大きくついてくるわけなんです。そこをわれわれは非常に憂へるし、今そういうことを警察も検察庁もやつてゐるのです。だから、検察ファクシヨといわれるのは、そこにあらうわけなんです。だから、ぜひそういうことのないようにしてもらいたいというわけなんです。

さらに事件の受理もしていないのに、検事が出かけていって、それはやはり愚意だからと警察と話をすればしう。ほかに話したつて相手にされぬからそういうこともあるでしょうが、とにかく陣頭指揮をするやうなふうには、外見に見えらる場合があるわけなんです。こういうことは大いに慎まなければならぬと思ひます。だから、そういうことのないように今後善処してもらいたい、この三井の問題については、特に注意してもらいたいといふことを要望いたしまして、質問を打ち切りたと思ひます。

○瀬戸山委員長 世耕弘一君。お尋ねしたいと思ひます。最近横浜市に起こつた庄死事件の問題であります。警察当局は、この問題について、どの程度報告なりお調べになつておられるかどうか。新聞等にも報道されておりますけれども、確かなところをつかんでおられますので、御調査になつておられるならば、その範囲でお聞かせ願ひたいと思ひます。

○木村(行)政府委員 この点につきましては、まことに遺憾なこととございまして、警察といたしまして、人命損傷の事故防止が最重要でなければならぬと思ひます。まことに残念なことだと思ひます。これにつきましては、詳細に報告を受けておりますので、若干時間がかかりますけれども、詳細に申し上げます。

起こつた時刻は、三月二日の午後五時三十分ごろでございます。場所は、もうすでに御案内の通り、横浜公園の体育館でございます。主催者はラジオ関東、催しは、島倉千代子ほか

数名の人気スターを中心にして、ラジオ関東の開局一年の公開録音といまして、歌謡ゴールデン・ショーを催したのであります。当時、定刻ごろには最高約六千名の観衆が集まっている、こういうことでございました。

それから被害の状況であります。死者十二名でございます。その中で未成年が七名でございます。未成年が大部分だということで非常に残念に思っています。それから重傷者は七名、軽傷は七名、合計二十六名の死傷者を出しております。この状況に關しまして、主權

ういうことでありました。さらにそれ
に對しまして、署といたしましては、
主催者側の自衛警備についても十分
やつてもういたい、こういう要望も
いたし、また警察署といたしまして
会場周辺の交通整理及び雑踏整理に
ついても警察本来の職務としてやる
ということを申し入れて、その二十六
日の打ち合わせは終つたわけであ
ります。それから二十九日に、電話
で、正式にその催しに對しましては
回答をいたして許可いたしておる
わけであります。

それで、この状況であります。事件の起こったその当時の現場の状況を申し上げますと、図面をお手元差し上げさせていただきますので、おわかりにくいかもしれませんが、この体育館は、電車道をはさんで横浜役所のすぐ隣にございまして、この体育館の横濱役所側の入り口は、普通正面入り口と申されております。これは西側に

当たるわけです。この西側の方に——
 大体開刻の定刻は、開場が五時半で、
 開演が六時というところになっておりま
 したけれども、すでに午後から相当集
 まってきておりまして、四時前後に
 は、この西口のいわゆる横浜市役所側
 には数百人の者が集まっておりまし
 た。このほか北側の中央口というのの

口、この口の方にも数百人、そのところには集まっております。署といったしには集まっております。署といったしましては、その状況が情報でわかっておりますので、早目に四名の警察官を四時十分ごろにすでに派遣しまして、状況を把握、それから予定いたしましたして、五時に制服部隊十二名、それから私服の警備員七名というものを、五時、いわゆる開場三十分前に配置完了

という予定でありましたけれども、比較的観衆の集まり方も早うございますし、また相当多いという状況でありますので、わずか十分ではありますけれども、予定より早めまして、部隊を四時五十分に現地に派遣しまして、それぞれ配置に当てました。

○世耕委員 御報告いただいております内容は、大體新聞に発表されておりますので、私の質問を簡潔にする意味において、途中で説明を中止していただいておりますが、要するに私がお願いしたいことは、従来こういう事件が京都にもあり、大阪にもあり、和歌山にもあったと思うのです。それから東京で例の日暮里の駅の事件である。さ

らに新潟県で大きな事件があつて、百何名の死傷者を出したということがあつた。今急に起こつた事件ではないのです。結局こういう死傷者のできたガンはどこにあるかという、多数の人が集まつている。狭い場所へ人間が一挙に押し込んできたということに死傷者を出した原因があるのです。横浜の

この事件が出てくる。ここに取り締まるまでも、また京都、大阪の事件を見ても、同様な結論が出てくる。今度の新しい横浜の事件を見ても、開演が六時なのにかかわらず、五時四十五分まであけずにおいたといふふうに私は聞いておる。十五分間でも三千人、五千人の人間を狭い場所から入れるということに、すでにもうそこ

衆の集まる場所に造っている広場が、
はたして建設上、設備上、考慮されて
おったかというのをまず考えなければ
ならぬ。三千人、あるいは三千五百

人の定員のところへ、八千の入場券を配ったということ、横浜の事情を聞きますと、あまりあそこは人が寄らないから、まあ八千人ぐらい配つておけば、歩どまりで、いいところ二、三千人も集まるだろうということとは、これよりも想像できることなのです。けれども、それだけで、これは責めるべき

問題は、狭いところへ短時間に、しかも多くの人を入れようということに事件が起る。この点が常に問題の焦点ではないかと思えます。たとえば大ぜいの人がかりに集まっておりましても、その指導よろしきを得たなれば、狭いところでも、多数の人に入入りさせることはできるのです。ところが二重構

の前の事件でもそうです。橋のところで行き詰まって、あの死傷者を出したという点にもなるのでありますから、この点が問題の焦点じゃないかと、この点がそういう場所の選定思ひのです。今後そういう指導方針をお出しの場合に、どういう指導方針をお出しになるつもりであるかという点を実は聞いておきたい。その点はいかがですか、その点をまず聞かなくては、その点を

すか。その点をまず聞かしていただくことが、

ます。

○木村(行)政府委員　ただいま先生の申された件について、なるほどと感ずるところもござりますが、あの体育館自体は取客人員は割合大きいのですけれども、体育館の大きさに比較して、入口は確かに狭うございます。一番最初に入れました中央の、いわゆる北口でさえ二・六メートルの幅であります。

た。ですから何かのきつかけがなく、群衆が落ちついておれば、狭いところもうまくいったわけでありました。ところがここの中央口の方は、ちょうど開場直後に、先ほど申し上げました市役所側の入口におりました三十名ばかりの若い者が北口の方に回ってきまして、しかもロープを張っておったところを飛びこえたり、くぐったり、警察官が三人これを阻止しておりますけれども、阻止しきれずに押されております。そこで従来から長く待っておった北口、中央口の方の連中が刺激されました、かけ足状態になった。そのかけ足状態で少し雑然としてきた。ところがちょうどその入り口の二メートルぐらい先のところにずっと縁石があります。しかもその縁石に排水溝が少しくぼみとしてある、高さが結局十五センチぐらいの差がある。そこに、二、三名の若い人、あるいは子供とお母さんと一緒に倒れたのではないかとありますが、倒れて、そこにかげ足でいったものですか、そういう状況で、わきから、非常にふらふらと思えますけれども、この連中が夢中に走った。そして警察官も阻止したが、あるいはロープを飛びこえ、押しのけてまできたというより、特別のきつかけがあったわけですか。そういう点については、若干問題点があると思えます。

○世耕委員 大体わかりました。結局警察側から批評してみますと、ある一つの目標のために乱闘のある場合を予想した対策は、相当最近警察側も厳密な形で訓練もされているように思いますが、大衆の集まりで突発的に起こる群衆心理によるこういうような問題に対しては、案外私は訓練が足りないのじゃないか、かように考える。いわゆる臨機応変の処置がとれない。これは警察行政の面においても考えておかなくちゃならぬ問題じゃないか、かように考えられる。それから特にこれは研究してみなくちゃわかりませんが、私の考えとして率直に申しますと、よく駅の切符売り場のような場合でも、群衆を集めておいて、時間的に短時間で、さあこれから改札を始めますというところでも、乱闘騒ぎが起こるのです。そういうところで群衆心理がいわゆる動物心理に転じて、そこに道徳的な社会道徳の破壊が現実に見られる。みにくい日本人の潔癖性からくる非公衆性というものを露骨に現わして恥をさらすということになるのでありますから、私はそういう点を特に今後指導する上において研究する必要があるのではないかと。今度の事件の内容は、私は具体的にわかりませんが、多くは望息死のように聞いております。しかも負傷者並びにその望息状態になった者を救い出して近くの病院に運んだものの、手当が二十分以上かかっておる。だからこれも迅速な処置をとられたならば、これだけの死者を出さずに済んだのじゃないか。いなかじゃしないのだから、近くに病院があったはずなんだ。二百メートルか三百メートル内外のところに病院があったはずだ。それについての心配がほとんど行き届いていない。死骸を運んだ程度の状態ではなかったか、こういう点も検討してみますと、大衆を扱うすべての訓練、また大衆を集める主催者側にも多くの落度があった。従来も多くの犠牲者を出して、数個所に大きな騒動を持っておるのだから、今後こういう

点をもっと科学的に、しかも迅速に、さような場合には非常措置をとれるような方法は当然とていいのじゃないか。今度はそれがどうもできてなかったというところが、こまかく調べてくる上において現われておるのであります。それと、これは直接警察には関係ないかも知れませんが、大衆の集まる場所における公衆道徳というものをもう少しあらゆる方面で検討すべきである。ことに学校教育には当然のことでありまして、この点も特にこの悲惨な現実を見きわめて、新たな対策をこの際考えておく必要があるのではないかと、かように考えておるのであります。そういう点について何かお考えはないか。

それと、特に大衆の集まる場合には、非常の場合、突発事件ということを考えておかなければならない、そういう場合の注意事項が当然あつていゝ。火災予防、火災、出火の場合のこともよくこまかく指示されていゝ。火災以外の突発事故、たとえばこの間のような、これも火災に関係あるけれども、フィルムに引火したというやうなこともありましたし、またフィルム以外で、近ごろは相当多くの電氣を使いますために、漏電等の関係で煙が出ただけで人死を出す大きな騒動を起した、あるいはわずかな地震が予想して一挙に狭い入り口に倒れたがために多くのけが人を出したというのと、はもうひんびんとして現われてくるのですが、この点について具体的な対策が一応講ぜられていないように私は考えられる。もしこれが講ぜられておるとすれば、今度の事件なんかこんな大

きな事件にならなかつたということも思い起こして、実はお尋ねしておきたいし、また御意見等伺っておきたいわけですが、特に今度の事件でいゝな気が起すことは、ほとんど婦人子供がいゝは踏み殺されておる。圧死というけれども、倒れた上を歩いて通つておる。まあ実に非人道きわまる今のありさま、これはむしろ日本の今日の現状の一部を物語るものとして、すべての者に責任があらうと思ひますが、かくのごときことを繰り返さないやうにあらゆる手を打つべき時期に今到達しておるのじゃないか、かように考えまして、特に時間をいゝだいてお尋ねした次第であります。これについて何かお考えがございましたら、この際お聞きしておきたいと思ひます。

○木村(行)政府委員 この事故防止対策に關しましてのお尋ねでございますが、先生もただいま仰せになりましたように、五、六年前から最近までに数回にわたつて相当悲惨な雑踏事故による死傷者を出しております。その直後はもちろんのこと、その前にも雑踏事故防止に關するいろいろな規定が警察部内にございます。その規定を、その事故の事件のつど現場のいろいろな反省をいたしまして、それを取り入れて規定を改正し、またただいまお話がございましたように、群衆処理、ことにこの非常に動揺した場合の異常なる群衆心理、これに対応する警察官側の合理的なしかも巧妙な処理の技術といゝものがまた必要であると思ひます。これらについても数回にわたつて係官を集めて教養いたし、また執務資料も数回出したわけでありまして、それにもかかわらず、こういう事故が起きてまことに残念ではあります。が、根本的にはたゞいま先生からもお話がありましたやうに、一般の日本国民の現在の状況なり、ことに若い者の心理状態といゝものが非常に大きな問題ではないかと思ひます。今度の事件に關連して、すでに二千人入つておりました、事件が起つたから早く帰れと、いろいろごたごたして取捨しなければいゝかぬからというわけで、主催者側と警察が指示いたしましたも、なかなか帰りません。一番最後まで残つたのは八時過ぎまで、すなわち二時間以上も三百人も残つて、なおかつ島倉千代子さんなどのサインをもらいたがつてゐる。こういう心理状態、おそれるその中には、場合によつては、最初に中央口から入つた五十名の中の何人かがおるかも知れません。その場合にはそれが加害者であつたかも知れない。現に人が死んでおるといゝにもかかわらず、なおかつ残つてサインを求めようといゝやうな心理状態は根本的に嘆かわしいことではないか。これらの問題につきましては、警察だけではどうにもなりませんで、やはり各界各層の全体が、そういう広い意味における国民のレベルを引き上げるために、大きな動きをしていただくなければならぬ。それなくしては、警察だけでは幾らやりまして、なかなか防ぎきれない。もちろん警察の責任においてできるだけのことはいたしますが、いたさなければならぬと思ひますが、技術をいろいろ研究いたしまして、なおかついろいろ――私は交通の方でもやっておりますが、交通事故防止の方に相当警察官がとられます。強盗やぐれん隊の検挙にも非常にとられますので、そういう関

係で、全部が全部完全に十分な警察官をいつでも配備できるというわけにも参らない場合もあるわけでありました。そういう点も考えまして非常に苦慮いたしておりましたが、ただいま先生がおっしゃいました科学的な大衆処理の技術なりまた訓練なり、こういうことはさらに一段と——それに対して、今度の事故につきましても、警察だけで調査するのではなくして、検察庁とも合同して、ほんとうの真相を追及していきたい。その真相に基づいて、責任があれば責任をとる、また反省すべきところは反省して、十分に今後に生かしていきたいと思います。こういうふうにすべきではないかと思ひます。

○世耕委員 もう一点だけ、私は希望なり意見を述べてみたいと思ひます。これは、どうぞ今度の事件を最後にして、形式的な処罰に終わらないで、一つ根本的に対策を立てていただきたい。それには検察当局も特に力を入れて、各界、各方面の徹底した意見を聴取されて、万全の策を講じていただくことを希望して私の質問を終わることにいたします。

○瀬戸山委員長 この際参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。ただいま審議中の不動産登記法の一部を改正する等の法律案につきましても、参考人の出頭を求め、意見を聴取することとしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○阿部委員 不動産侵奪に関する問題についてお尋ねしたのであります。その前に、先ほどの坂本泰良委員の質問に関連して、一言お尋ねしたいと思ひます。

近ごろ労働争議に関連して、多数の人間が、混乱しておるうちに、たまたま暴行傷害というやうな事件が起こることがよくあります。そういう場合に、犯人がだれであるかということ、暴行傷害が起こつておることは、はつきりわかっているのですが、さてそれが、犯人がだれであるかという、その場におつたものがみな犯人であるはずはないので、たまたまそのうちの一人が犯人であらうというところは推察できるものであるけれども、現実にはなかなか困難な場合が多いのであらうと思ひます。これは検察庁がそのうちだれを起訴するか、また警察が捜査する上にも、これはすいぶん困難な問題であらうかと思ひますが、それについて法務省としてどういふ扱いをなさる方針でおられるか、その点に関して疑問を生ぜざるを得ないやうな場合が時にあるのであります。それで、

どういふ御方針でおられるのかという点を伺いたい。

○竹内政府委員 仰せの通り、集団的に集まつておる中で刑法犯が行なわれた場合には、だれがその事件を引き起こしたかという犯人の確定と申しますか、これはなかなかむずかしいわけですが、これはなかなかむずかしいわけですが、ここに警察官なりがその場に居合はれておるやうな場合には比較的発見が容易でございますけれども、そういうものがいなくて、あとから告訴、告発というやうな形で出てきた場合、あるいはそういう事犯が起こつて現に負傷した者が出ておるといふやうなことを知つてから後に、それではその傷害はだれが与えたかということを確認しますことは非常に困難でございます。犯罪の捜査は、犯人の確定と、その犯人が手を下したに違ひないという証拠を集めることが犯罪の捜査になる。そこでそれらの捜査を、間違ひなく証拠を集め、犯人を間違ひないやうに確定いたしますために、関係者の方々に御協力を願う場面が非常に多いのでございまして、先ほど来御質問の点もそこにあつたと思ひます。疑ひますが、私どもの立場としましては、手を下した者がだれであるかということとは、大前提として確定しなければなりません。しかし、手を下した者及びその共犯者と見られる者がここに明らかになつた場合に、その中でだれが責任を負つて処罰されるかということになりますと、これは検察官が考える問題でございまして、基本的な考え方としましては、一罰百戒と申しますか、できるだけ被告人の数を少なくして、しかも刑罰の目的を達成するにはどうしたらいいかということに結局は

なる。そうしますと、首謀者とかあるいは首謀者ということはわからないにいたしましたとしても、最もその場面で大きく活躍をした人とかいふものを選んで起訴するということになるわけでございます。つまり仰せの通り、そのつもので起訴した者が、実はそれほどではなくて、もう少し隣にいた者がそりだつたといつたやうな場合もないとは保しがたいのでありまして、そういう意味で苦心もし、慎重を期して処理をいたしておるやうな次第でござい

○阿部委員 そこに実は大きな問題があるのではないかと思ひます。何といひますか、主要な役割をその場合に演じておつた者を起訴する。ところが主要な役割を演じておるといふにしても、それは直接暴行とか傷害とかいふものを指導した者、やれと言つた者ではない場合が多いのであります。それで現実には暴行傷害でありますから、何か物理的な力が作用しなければ起こらない。その物理的な作用を及ぼした直接の犯人、それが発見しがたいというだけで、それでその多数の行動において主要な役割を演じた者を目して、いろいろな状況、周囲におつた者とかのはなはだ薄弱な証言などを援用してこれを犯人と定め、そうしてそれを起訴するといふやうなことが往々にして行なわれておるやに見受けるのであります。これは法務省としてそういうことを是認なさるのでありましようか。

○竹内政府委員 薄弱なる証拠でもいからそういふ者を選んで起訴しろといふやうなことを是認する筋合いのものではないと思ひます。またそういう

ことを指令すべき筋合いのものでもございませぬ。できるだけ責任の重い者を選び出して最小限の処理をするというごことは、私どもの基本的な考え方でございますが、はたしてそれに当たるかどうかはその衝に当たりました方の証拠の判断ということになるわけでございます。まして、一片の指令によつて処置をきめる筋合いのものではないと思ひます。これは犯罪といふものはすべて証拠によつて裏づけられなければならぬのでありまして、事情を知らない中央におります者が、組合の地位が幹部であるといふ一事をもつて、同時にその刑事事件の幹部であるとは言へないのでございまして、その点は現地において具体的な証拠とにらみ合せて決定すべき事柄でござい

○阿部委員 その何人かにしほつてきて、そうして主要な役割を果たしたものと目すべき者を選んで起訴なさる。何人かのうちから選んで起訴なさる。選ぶ範囲、それが問題だと思ひますが、それは、何らか物理的な作用を及ぼした者が三人なり五人なりあつて、そのうちから主要な一人を選んで起訴するといふのであれば、これは私たちがもちろん是認せざるを得ないのでありますが、その三人なり五人なりを見するといふことも非常に困難な場合が現実の問題として多い。結局からい

五十人か六十人のうちから三人なり五人を選ぶことも困難である。そういう場合に、犯人を確定することができないとしてだれも起訴される者がないといふことになる、はなはだ捜査当局としては困つた立場に陥ることは事実でありましようが、そういう場合に、苦しまぎれかどうかは知りませんが、

○瀬戸山委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

○瀬戸山委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

○瀬戸山委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

○瀬戸山委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

○瀬戸山委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

とにかくだれかを選んで起訴をなさる、こういうことがあるやに見受けられるのであります。私はこういう事件を直接扱った経験は少ないのでありますが、昨年たまたま一つの事件を扱ったことがありまして、現実に起訴されております。ところがそれはその暴行なり脅迫自身において主要なる役割を果した者ではないが、労働運動においては主要なる役割を果たしておる。常々その場におつた者も、またもつと広く事実なり範圍なりを縦にも横にも目で見て目立つ顯著なる人間を目して起訴しておる、こういうふうに見えるのであります。それから類推していきますと、やはり捜査当局、検察当局などでも、争議行為、デモ、罷業というふうなものを、これは法律上当然の権利として認められたものでありますけれども、長い伝統がありますから、何か犯罪あるいは犯罪に近いもののように思つておつて、その方面で目立つた者が、たまたまその争議行為に関連して起つた犯罪、法律違反に對しては顯著な者とされるさいがあるやに見受けられるのであります。そこで私たちがその場にそれを扱つて起さる氣持は、かりに暴行、脅迫、傷害が起つたことは争ひのない事実であつても、また具体的に五十人、六十人の中にはそれを犯した者があることは確実であるが、現実の犯人を確定することのできない場合、それが非常に困難な場合、多少無理をしてでも選び出さなければならぬというふうな場合において、これはやむを得ないから起訴がでないならできないなりで済ましていいのじゃないかと思ふのです。

しかし上からの指令なり何かの場合に

そういうことは許されなくて、現実にそれに当たつた者はだれかを犯人に仕立てなければならぬというふうな立場に追い込まれておるのではないかと、その疑いを持つておられます。そうして、その追い込まれておる現実に捜査に当たつておる人々が、その場合に現在犯罪ではないけれども、犯罪に近いようなふうな争議行為を思つておるとすれば、その方面で顯著な人間、目立つた人間を選ぶ、何らかの証言なり何なりを寄せ集めてきて起訴の材料に、これを起訴するといふようなことがいまだに行なわれておるのではないかと、この疑いを抱かざるを得ぬのであります。これに對して、刑事局長は、こういう事件を御報告になつたりお扱いになつたりする御経験があるうと思ふ。どういふお考えをお持ちになりますか。

○竹内政府委員 阿部委員がたていまお述べになつたような御疑念を抱きになつておるといふことを承りました。実は非常に遺憾にも存じますが、刑

○阿部委員 檢察官の良心を信頼してくれといふお言葉は、お立場としてはごもっともだと思ひますが、現実の問題として、自己の良心に従うよりも、上の鞭撻といひますか、だらしない処置をするなどというふうな一言の方が、はるかにその人に対して強い影響力を持つことは現実の事実として免れない、また見のがせない事実だろふと思ひます。そこでこの点法務省なり檢察庁の上の方に、平生の方針を授けるとか訓辭するとか、上からのなお一その御注意が必要であるかと思

うのであります。現に私の扱いました事件を御参考までに申し上げてみますと、いろいろ証人が出ておりますし、そのうち労働者の間からもたくさん証人が出ておりますが、だれそれがそばにおりましたとか、だれそれが石を投げておつたかもしれませんとかいうふうなものが重なつておるのであつて、裁判にもかかるのであるから心配はないとおっしゃるけれども、裁判にかつたところでそれ以上の明確なものがないとも、やはり状況上この者がやつたと裁判官においても判断をする場合が多いのであります。そこで起訴をなさるについては、よほどその点檢察当局に十分の注意を払つていた

だかなければならぬと思ひます。別に御答弁は求めませんが、なお一その御注意をお願いしたいと思います。それから本件の問題でありますところの不動産侵害罪についてお尋ねいたしましたのであります。私はまずこの問題に關して觀念上の点をお尋ねしたのであります。人間は土地の上でなければ生きておれないのは言ひまでもないと思ひます。しかし、人間すべてがみんな所有権なりそれから賃借権その他の用益権を必ずしも持つておるとは限つておりません。そこでかりに所有権その他の用益権もない者が生きておるとすればこれはどういふことになるか、たまたまどこかへ足を踏み入れるとそれが他人の不動産の権利を侵害する、こういうことになつて直ちに犯罪になる、これはなかなか妙な問題だらうと思ふのであります。その点どういふふうにお考えになつておるか、お聞きします。

○竹内政府委員 まず非常にむずかしい問題の御提起でございますが、この不動産侵害という罰を除きましても、現行法のもとにおきましても不法侵入罪とか器物損壊罪とか、若干の不動産を目標とした刑罰法規がございます。もしこの所有権も賃借権も、土地家屋不動産等に対する何らの権益も持つてない人は、この世の中におることができぬじゃないかという御意思で、その点が法律上どういふふうになつておるかという御質問かと思ひますが、これは一切がつさいが権利すくめできまつておる建前ではございますけれども、なおその権利の行使につきましても、共同生活という關係からあるいは所有者が認容し、あるいは公共的な立場で便宜を供与するといったような、いろいろ實際社会におきましては足の踏みどころもないといふような状態になつてないことは私が申すまでもありませんが、刑罰は最小限度のそのような権益を保護する手段として設けられておるのでございまして、私どもが今ここで御審議を願つております不動産侵害罪も、現行法のもとにおきましては、不動産の侵害を放置できない、もう少し厚く保護しなければならぬ、そういう観点から立案しておるわけ

でございます。これができたから、あるいは現行法とこれと相待つて一切がつさいいふところもないじゃないかというふうな考え方を私どもはいたしておらないわけでございます。お答えにならないかもしませんが、それ以上のことになりますと法律以前の問題と申しますか、そういうたつた問題に入らうといふことになるのじゃないかと考えます。

○竹内政府委員

九

第一類第三号 法務委員會議録第七号 昭和三十五年三月四日

○阿部委員 この法律ができなくとも、住居侵入その他の規定があるから人の財産権を侵害することはできない、こうおっしゃいますけれども、住居侵入は御承知の通り住居であります。住居に準ずべきようなものが判例上犯罪になっておりますけれども、たとえば農地とか山林とかあるいは道路とか河川という、そんなものには犯罪は成立しないのであります。ところが今度はすべての不動産、こういうことになつております。おそらく所有者のない不動産は日本国中どこにもないと思ひます。かりにあるとすればそれは国に属する、この法律で明文してありますから、そうするとこれができると、現実問題は置いておいても、觀念上は、日本人であつてしかも不動産について所有権も賃借権もその他の用益権も何も持たない者、これはいふんたぐさんおるのです。それらの者はどこにもおるところがない。そしてまたまたどこかへ入つていったらそれはたちまち不動産侵害罪で犯罪になる、そういう觀念になると思ひますが、そうじゃないのじゃないですか。

○竹内政府委員 この侵奪という意味につきましても、先般申し上げておりますように、一切の不法の占拠、そういうものを罰しようとしているのではなくて、その中で動産の場合ならば窃盗というのに当たるような形態の不法占拠と申しますか、そういうものだけを罰しようというだけでございます。お話をよく聞いていただくと足踏み入れたら侵奪になるというのではないわけでございます。

○阿部委員 そのお答えはお答えにならぬと思ひます。ちよつと足を踏み入

れたというのではなくて、人間といふものは土地に定着しなければ生存はできないのでありますから、生存できる範圍において土地を占拠しなければならぬ。そうすると所有権その他の権利のない者はどこも占拠するところがない。たまたま占拠すればそれは犯罪になる、この法律ができることによつて日本全国がそういうことになつてしまふ。觀念上はそういうことになつてしまふのですが、そうじゃありませんか。さらに私の考えを説明しておきますが、お答えになつたところでは、不法領得の意思とかいふこの解釈によつていろいろやつていくお考えのようでありまして、不法領得の意思といふものは法律上その明確な觀念ではないように私は思つておるものであります。所有を自分に歸屬せしめよう、所有権といひますか、事實上、所有権の内容をすべて自分に歸屬せしめようとする意思が、それだけが必ずしも不法領得の意思ではなくて、たとえば使用窃盗という觀念もありまして、単にその所有権のうちの一部であるそれを、その効用の一部を自分がとつてやる意思も領得の意思だ、こういうふうにも考えられておるようでありまして、人間が一面では土地に定着しなければ生きておれないという事実と、それから今度の法律ができた場合のことと、こういうようなことを考えて見ますと、觀念上は、権利のない者はとにかく生存ができない、こういうことになるのではありませんか。

○竹内政府委員 私は、意見でございますが、さういふには考えないのでございます。動産の場合を例にとりましてとおわかりいただきますと思ひます

が、不動産でも動産でも同じくする標ではわれわれは生活できないのでございますが、着物も着、食物も食べ、すべて物と動産と常に密接な關係なくしては一日も生存できないわけでございますが、動産につきましても窃盗罪といふことで、みだりに不法に他人の者を奪つてはいけません、これと同じような意味におきまして、他人の不動産を侵奪してはいけません、これを言うておるだけでありまして、何人にも不動産を持たせないようにする法律であるとか、あるいは権利を取得することや許さない法律であるとかいふのじやなくて、持つておる権利を不法に侵奪してはいけませんといふ法律案であります。従つて、それは動産の場合と同じようにお考えをいただければいいと思ひます。ふりにお考えをいただくわけでございます。

○阿部委員 私は反対のことを言つておるので、権利をとつてはならぬとかなんとかいふことをこれで定めておるのではなくて、権利を得るのもちろんけつこう、ところが不動産といふことになつていきますから、これは建物を除きますが、土地といふことに考えてみますと、日本国じゅうの土地はみんなだれかが権利を現に持つておるのであります。新たに合法的な手段で、たとえば対価を得て、あるいは対価なくして、それぞれの原因があつて権利を得なければならぬ。ところがその権利を得るといふのは、それは當然に何ら原因なくして得ることはできません。それで、それだけの原因を作ることができない人も世の中にはたくさんおるのですから、そういう人たちは宙ぶらりんでおらなければならぬ。たまたまやむを得ずどこかの土地を占

拠した、そこで自分が生活できる程度の占拠の仕方をした場合においては、これは當然不法領得の意思があるを認められるのであります。そうすると犯罪になる。そういうことになつて、これははなはだゆとりのない世の中になつてくるのではないかと觀念上の疑問が生ずる。これは現実の問題としては多少離れるかもしれませんが、そういう觀念上の疑問がわくのであります。ところがこれが單なる觀念上の疑問でありましたならば、不問に付してよろしいのであります。しかし、未解放部落といふ問題が、まだ日本には解決されておらぬのであります。はなはだ狭い地域に重なり重なり生活しておる人たちがおります。また私は現実には見ておりませんけれども、實際日本国じゅうどこにも所有権を持つておらない、土地に關して、家屋に關して、所有権も賃借権もその他の権利も持つておらなくて生活している一部の人がおる。そういう人たちの法律といふものはなかなかきびしいものであります。全くゆとりのない日本の國にしてしまふ。今まではこの点がはなはだゆるやかなものであります。現に、あなたの方から、法務省刑事局として私たちに渡されておる不動産不法侵害の事情についての報告書におきまして、不時の事變とか、あるいは災害等があつた場合においては、主として公有地にそれらの人たちの不法占拠が集中する、こういうことが現われております。そして國においてもそういう場合に放置することはできないので、たとえば戦争直後においては焼け跡に、前にそこで借家をしておつた者には仮にその土地に家を建てて権利を与えた

り、あるいは遊休の宅地においては、食糧事情が緊迫しておつた關係から、戦後においては他人の所有地であつてもその借家人が所有者の承諾なくして菜園地にするのを許したりといふ立法措置——そのときは立法措置でなく法令とかでやつておりましたが、そういう処置もやつております。御存じだらうと思ひます。それで、これは不時の事變や災害の特別の場合でありまして、しかし特別の場合でなくとも、平時でもそういう処置の必要なやうな事態なり、あるいは環境にある人々、それが一人や二人でなく、集團的に存在しておる事実をお認めにならぬのでしうか。もしそういう人たちがあつたとすれば、この法律といふものは大へんな法律になる、こういうふうにお考えになりませんか。

○竹内政府委員 よく御質問の御趣旨はわかりましたが、私もそういう集團の人々があることを認めますし、そしてこの法律はそれと關係がないといふことを申し上げたいと思ひます。と申しますのは、そのような集團の困つておる方々のために、あるいは公有地を提供し、あるいはある施設に入ることや承知し、あるいはそれに家を建てることを承知しておるやうな場合には、すべてこの法律とは關係ないわけでありまして、不動産のいわゆる侵奪、他人の権利を排除して、権利者の権利を排除して、自分の支配下に移すといふ行為はないわけでありまして、つまり構成要件に該當しない行為でございますので、すべてそれらは侵奪罪にならない、そういう考えでございます。

○阿部委員 お答えはそれは全く反対でありまして、今まではそれはさうい

うことになっておつたでしょう。犯罪にもならないのですから、自分の土地にそういう人が入ってきたら、それを宥恕するとか、大目に見るとかいうこともたくさんあったのでありましょ

とあります。地方におきまして、各大都市にはかなり不法占拠された状態があると思ひます。これを侵奪だとは必ずしも申しませんが、権利者の承諾もなくして占拠されておる面積というものは相当あるように私どもの少ない知識でございまして、そこにお集

しては、その権利はすでに完全に日本国にゆりみんあるわけでありまして、それに対して何ら権利を持つておらない国民は、これまた百人や二百人ではないのであります。何千万、場合によつたら何十万人、百万人をこえるでございまして、それに対して、私は十分の知識を持つておりませんが、それらの人はもちろん自分の労働によつて何らかの対価を得て、その対価を払うことによつて土地に関する権利を得て生存していくべきであります。しかし、それができる場合もあり、できない場合もあるのが実情であります。

そういふ事実を一面に放棄しておいて、一方でこの法律を作つて、現在の所有権を保護していく、こういうことが大づかみな考えの上からはたして是認されるべきか、こういうことなんでしょう。

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗戦後の時期三、四年の間こそそういう不動産所有権、その他の権利は大いに保護されなければならなかつたのであるにもかかわらず、そうであるにもかかわらず、もう事態がよほど落ちついた今、特に必要になつてきた、こういうような立法趣旨を法律案の提案理由の説明におつしやつておるのであります。きょうは大臣がおられぬから、この点はいずれ大臣に聞かなければならぬと思うのであります。この提案理由は、最も保護されなければならぬ時期をいたずらに過ぎてしまつて、その面においても明確にしなければなりません。一方所有権を保護すると同時に、所有権の上に賦つておる遊休のものを利用させる方面においても、かつてやつたよりもっと完備した抜け目のない権利を与えなければならなかつたと思ひます。しかし、そういうむずかしい時期を過ぎて、今あらためてこういうものをお出しになる。そして反面、土地も

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○竹内政府委員 個人の関係につきま

ておるつもりでございまして、そういうふう

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 やはり局長は問題を転倒

○竹内政府委員 その点は仰せの通り

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

○瀬戸山委員長 それでは速記を始め

○阿部委員 私がお聞きしたいのは、敗

昭和三十五年三月七日印刷

昭和三十五年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局